

決算審査特別委員会会議録
〔平成 25 年第 3 回定例夕張市議会付託〕

平成 25 年 9 月 17 日(火曜日)

午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成 24 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成 24 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 3 号 平成 24 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 4 号 平成 24 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 5 号 平成 24 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成 24 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成 24 年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成 24 年度夕張市水道事業会計決算の認定について

◎出席委員 (7 名)

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
小 林 尚 史 君
熊 谷 桂 子 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、板谷・高間監査委員、教育委員長、教育長、

消防長、理事のほか、関係の室長、課長等

午前 10 時 30 分 開議

●大山委員長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、決算審査特別委員会を開催いたします。

●大山委員長 本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。次に、参与の出席であります。市長、板谷・高間両監査委員、教育委員長、教育長、消防長、理事のほか、関係の室長、課長等であります。

●大山委員長 次に、第 3 回定例市議会において本委員会に付託されました認定第 1 号ないし第 8 号の 8 案件であります。この審査の進め方についてありますが、初めに理事者から決算の概要についての説明を聴取し、次に理事者の説明に対する質問並びに大綱的な質疑を行い、次に一般会計の歳出より款ごとに各会計決算書と順次審査を行い、最後に審査結果のとりまとめと採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

特に異議もないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

●大山委員長 それでは、理事者の説明を求めます。

課長。

●石原財務課長 それでは、平成 24 年度夕張市各会計の決算につきまして、お配りをしております決算報告書によりご説明申し上げます。

まず、予算編成から決算に至るまでの経過の概要につきまして、2 ページをお開き願います。

平成 24 年度の予算編成に当たっては、平成 23 年度における歳入歳出予算の執行状況を踏まえ、平成 24 年度においても経費の全般について適正化を図り、

着実に財政再建を推進するとともに、地域再生のために限られた財源の中で効果的な政策展開を図ることといたしました。

再生計画実質 3 年度目の平成 24 年度当初予算は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により変更を行った財政再生計画に基づいて編成しました。一般会計は、対前年度約 4 億円、3.7%の減少となりました。また、各特別会計においても、計画の中の各会計繰出金と連動する形で、それぞれの制度に基づく適切な事業と財源を考慮し、編制を行いました。一方、地方財政を取り巻く状況は、平成 24 年度予算の概算要求組み替え基準についてに基づき、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレームに沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を、平成 23 年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することであり、この方針に沿って講ずることとされた対策の概要は、地方交付税の確保及び地方税財政、地方税制改正などでありました。

このような状況の中スタートした平成 24 年度は、7 月に示された普通交付税において計画を上回る決定となりました。計画策定後に生じた新たな諸課題に対応するため、その必要性、緊急性財源を考慮しながら、一般会計において計 4 回、総額 9 億 3,067 万 8,000 円の当該年度の計画変更を行いました。これらの変更に当たっては、国、道支出金や財政調整基金などにより財源対応しました。

なお、計画変更総額のうち 5 億 2,283 万 8,000 円は、前年度生じた決算剰余金等の財政調整基金への積み立てであり、今後の活用については、国、道と協議を行いながら決定していくこととなります。

さらに、3,961 万 8,000 円は、再生計画経常事業について実施の先送りに伴う将来の実施財源や新たに借入れを行った地方債の償還財源を明確に確保するため、財政再生計画調整基金へ積み立てたもの

であります。

決算において、収支均衡を見込んでいた一般会計は、最終予算と比較すると、地方交付税などの歳入増、扶助費などの義務的経費や各事業における入札執行、節約などによる歳出減と関連財源の減などによって、実質収支約 6 億 700 万円の黒字となりました。また、特別会計においても、全ての会計で収支均衡移譲となり、今後も適正な運営を図ってまいります。

財政再生団体となって、実質 3 年度目の予算執行は、前述のとおり最終的に黒字を達成することができました。各方面から、夕張を支援していただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、引き続き市民皆様のご理解とご協力を得ながら、市民の安全・安心を守るため、山積する諸課題に適切に取り組んでまいります。

次に、4 ページをお開きください。ここでは、各会計の予算及び決算の状況を記載しております。

次に、5 ページをごらんください。一般会計の決算につきましては、下段に記載のとおり歳入決算額 107 億 7,644 万 1,000 円に対し、歳出決算額は 101 億 3,107 万 8,000 円となり、差し引き残額 6 億 4,536 万 3,000 円に翌年度繰り越し財源 3,860 万円を差し引いた額、6 億 676 万 3,000 円は全額繰り越ししました。

6 ページ、7 ページにつきましては、款別の予算執行状況、8 ページ、9 ページは性質別の予算執行状況、10 ページは市税の内訳、11 ページは予備費充用額の内訳を記載しております。

次に、12 ページから 21 ページは、一般会計事業別決算に関する調べであります。一般会計における全事業を掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

続きまして、22 ページ、23 ページ、国民健康保険事業会計の決算につきましては、22 ページ下段に記載のとおり、歳入決算額 17 億 4,090 万 2,000 円、歳出決算額 17 億 4,090 万 2,000 円と歳入歳出同額となりました。

次に、24 ページ、25 ページ、市場事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 5,000 円、歳出決算額 5,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に、26 ページ、27 ページ、公共下水道事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 2 億 7,663 万 8,000 円、歳出決算額 2 億 7,663 万 8,000 円と歳入歳出同額となりました。

次に、28 ページ、29 ページ、介護保険事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 14 億 8,820 万 2,000 円、歳出決算額 14 億 7,323 万 2,000 円となり、差し引き残額 1,497 万円は全額基金へ積み立てました。

次に、30 ページ、31 ページ、診療所事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 1 億 6,593 万 5,000 円、歳出決算額 1 億 6,593 万 5,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に、32 ページ、33 ページ、後期高齢者医療事業会計につきましては、下段に記載のとおり歳入決算額 2 億 4,342 万 2,000 円に対し、歳出決算額 2 億 4,235 万 6,000 円となり、差し引き残額 106 万 6,000 円は、全額繰り越しました。

最後に、34 ページから 38 ページにかけて掲載しております内容につきましては、参考としてごらんをいただきたいと思います。

以上で、水道事業会計を除く各会計の決算の概要につきまして説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

●大山委員長 天野課長。

●天野上下水道課長 それでは、平成 24 年度の水道事業会計決算の概要について、お手元の資料によりご説明いたします。

資料の 1 ページであります。水道事業会計決算の概要を表にしたものです。表の左側、1 の収益的収入及び支出であります。この表は収益的収入と支出の最終予算額と決算額を比較したものであります。

初めに、収入であります。収入における水道事

業収益の決算額 3 億 8,670 万円となり、最終予算との増減額では 132 万 1,000 円の減となりました。

次に、支出であります。水道事業費の決算額 3 億 4,523 万 2,000 円となり、最終予算との増減額では 693 万円の不用額となりました。

左側、下段にあります収益的収支の差し引きでは、税込みで 4,146 万 8,000 円の経常利益となったところであります。

次に、右側の資本的収入及び支出について、収入から説明いたします。

収入における資本的収入の決算額は 3,177 万円となり、最終予算との増減では 9 万 7,000 円の減となりました。支出につきましては、資本的支出の決算額が 2 億 1,055 万円となり、最終予算との増減では 76 万 6,000 円の不用額となり、右側中段にあります資本的収支の差し引きは 1 億 7,578 万円の不足となったところであります。

次に、3 の総体収支であります。収益的収支と資本的収支を合わせた総収支では、1 億 3,432 万 2,000 円の不足となるものであります。

次に、4 の当年度累積資金過不足額であります。 (ア) の総収支差引額 1 億 3,431 万 2,000 円の不足に対し、 (イ) の当年度損益勘定留保資金 1 億 4,528 万 4,000 円を補填しまして、 (ウ) の貯蔵品消費税相当額を差し引いた、 (オ) に記載しております単年度資金過不足額は 1,092 万 2,000 円の資金余剰となりまして、 (カ) の前年度の資金余剰 4,621 万 5,000 円を加えた (キ) 当年度累積資金過不足額は 5,713 万 7,000 円の資金余剰となったところであります。

次に、資料 2 ページ、水道事業会計年度別収支比較表であります。本表は平成 19 年度から 24 年度までの収支比較表でありまして、表の左端の集計は前年度と比較したものを記載しております。前年度と比較しまして、収益的収支の収入につきまして、収入の計では前年度より 2,327 万 6,000 円の増となりました。この主なものは、営業収益の増によるもので、これは給水人口減少に伴う料金収入の影響はあるものの、平成 24 年度より料金改定を実施したこ

とにより、前年度より 2,105 万 4,000 円の増となったものであります。

また、支出では、支出の計で前年度より 3,770 万 5,000 円の増となりましたが、その主なものは特別損失で 2,434 万 5,000 円の減となりましたが、営業費用において修繕料 1,684 万円の増、業務費では第 8 期拡張事業等に伴う委託料など 3,390 万円の増額となったものが主な要因であります。

資本的収支においては、収入では企業債、補助金などで 360 万 2,000 円の増、支出では建設改良費、企業債償還金などで 2,514 万 9,000 円の減となったものが主な要因であります。

次に、資料の 3 ページ、年度別給水収益調べであります。平成 19 年度から 24 年度までの給水収益の内訳を比較したものであり、右端が前年度と比較したものを記載しております。

表の一番右下、比較欄の合計金額においては 2,025 万 9,000 円の増、率にしまして 5.8% の増となっております。件数につきましては、計量給水において人口減などの影響で 2,103 件減少しておりますが、収益は平成 24 年度の料金改定により 1,736 万 1,000 円の増額となっております。

次に、資料の 4 ページとなります。給水収益構成比調であります。給水収益の構成比を前年度決算数値と比較したものでありますので、後ほどご参照願います。

次に、資料の 5 ページであります。平成 24 年度の未収金の内訳であります。決算書では、未収金の額は 3 月 31 日現在のものであり、営業収益における給水収益の現年度が 8,462 万 8,000 円、給水収益の過年度が 3,344 万 6,000 円で、未収金合計額は 1 億 1,807 万 4,000 円となります。

平成 24 年度の 3 月末と 5 月末における未収金であります。差し引きで 5,869 万 6,000 円の未収金の差があります。これは、現在、メーター検針の奇数月の各月検針としていることから、2 月分、3 月分の使用料は 3 月検針となりますので、2 月分が 4 月末、3 月分が 5 月末の納期となるため、この部分を納付

されたことにより未収金の差が生じるものであります。したがって、実際の集金は 5 月末の納期までに納付されたものを差し引きますと、未収金額の合計は 5,937 万 8,000 円となります。

また、給水収益の 24 年度と 23 年度の 5 月末で比較した場合、A マイナス B で 231 万 4,000 円の減、過年度では 834 万 8,000 円の減となり、収納率も現年度で 93%、過年度で 71.7%、全体では 88.2% と前年度より収納率は若干であります。上昇したところでもあります。

次に、6 ページの水道使用量滞納状況の一覧表であります。この表は滞納原因などについて前年度と比較したものであります。

表の右側、平成 24 年度の滞納件数の合計は 4,644 件、金額で 5,937 万 8,000 円であります。その中で、区分 4 のその他の件数が 4,187 件、うち (B) の口座振替等による一時的な未納については、5 月末までに市に納付されない分 4,003 件、1,790 万 9,000 円が一時的な未納として含まれているものであります。この分を除いた未納額の合計は、一番下段に記載しております。4、その他、B を除いた未納額の合計で 641 件、4,145 万 9,000 円が実質的な未納額となるものであります。滞納状況の内訳のうち、前年度と比較し増加したのものについては、区分 2 の C の完納に向け納付約束履行中などがありますが、これは 24 年度の滞納対策として催告書の発布のほか、恒常的悪質滞納者に対して地区別に給水停止予告を述べ 7 回実施したところであり、よって、納付相談や納付誓約したことにより完納に向け納付する件数がふえたところでもあります。

前年度と比較し、大きく減少しているものとして、2 の F、破綻等の手続き中、3 の接触不能があります。要因としては、平成 24 年度に特別損失を計上したことによって金額が減少したところでもあります。また、後ほど、税務担当より滞納状況の一覧の説明がありますが、下水道使用料につきましても、下水道使用料と同じく奇数月検針でありますので、5 月末までに納付されない口座振替等など、一時的な未納を除い

たものが水道使用料と同じく実質的な未納額として
いるところであります。

以上で、資料の説明をいたしました。平成 25 年
度以降においても給水収益の確保が厳しく、また、
不安定な状況にあります。未収金対策や経常経費の
節減に努め、資金収支の均衡を計るとともに、安全
で安定した水道水の供給に努めてまいりますので、
よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申
し上げます。

以上で、説明を終わります。

●大山委員長 三浦担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 税務課の課長より、
委員の皆様のお手元に配付しております資料、平成
24 年度決算における市税等滞納状況一覧についてご
説明を申し上げます。

この資料は、平成 24 年度の決算時における市の主
な未収金、市税、国保料、水道料、住宅使用料など
14 科目について滞納件数、件数を一覧にまとめ、前
年度との比較を行ったものでございます。

各科目ごとには、収納対策を進めていく上で重要
となる滞納原因別に分析し、1 の納付意識が希薄、
約束不履行、2 は納付資力が低い、3 の接触不能、4、
その他に大分類し、2、3 につきましては、さらに細
かな分類を行い、それぞれの内訳を記載してござい
ます。

なお、件数につきましては、科目ごとの基本的
には実人数で記載しておりますが、重複する対象者が
いることから、総計では延べ人数ということで押さ
えていただければなというふうに思います。その結
果、下段右端の欄にお示ししましたとおり、平成 24
年度末での未収金額の総額は、延べ 2,846 件、6 億
8,702 万 1,000 円となっており、前年度と比較いた
しますと 240 件、2,387 万円の減となっていると
ころでございます。全体的な傾向といたしましては、
これまで未収金は増額の傾向にございましたが、平
成 23 年度に続き 2 年連続で件数、金額ともに減少し
た結果となっております。

市の収納対策の基本方針といたしましては、現年

度分、ことしの分ですね、当該年度分の優先納付と
いうことを基本的に推進してございまして、各担当に
おいて、それぞれあらゆる面から対策を講じている
ところであります。資料としてはお示ししてござい
ませんが、市税、国保、水道使用量、住宅使用料など
における現年度分の収納率は、前年度に比して上昇
してございまして、各担当における滞納整理強化の取
組みが一定の成果としてあらわれているものと考えて
おります。

以上でございます。

●大山委員長 それでは、説明に対する質問並び
に大綱的な質疑に入ります。

角田委員。

●角田委員 ただいま、各課より説明をいただい
たところであります。収納率についても、昨年、ま
た本年とともに向上しているということで、その努
力に関しましては敬意を示すところでありますし、
市民も共通の理解として、やはり負担すべきものは
負担するという形での動きが出てきたのかなという
ことで、努力されていることに感謝申し上げます。

それでは、大綱的に質問させていただきます。

まず、第 1 点に、3 月の予算委員会におきまして、
特に医療問題に関しまして付帯決議という、私ども
も重い判断をしたところであります。その中で、や
はり医療協議会の進め方、本来であれば 3 月末をも
ってして、新たな病院計画等を示すという、本来の
予定が予定どおり進まなかった。この事態を受けて、
付帯決議という格好になったわけですが、24 年を振
り返ったときに、これらのことについて、どういう
判断をしているのか、そして、どういう対策をこれ
までとってこられたのか、お聞かせ願いたいと思
います。

●及川保健福祉課長 今、角田委員ご指摘のと
おり、医療保健対策協議会、診療所の問題を集
中の協議の中で、1 月以降、再開できていないとい
う状況がございまして、その中で、3 月の議会にお
きまして付帯決議という、大変重い決議をいただ
いでいるところであります。その辺につきましては、担当

の課としても非常に重く捉え、対策協議会の再開、強いては診療所の建設等について、集中的に市民の皆様、特に医師会等も協議しながら今日まで歩いてきているところであります。その中において、議会の協力もいただきながら、8月の末に医師会及び希望の杜と話をすることができました。一定の、現在は前進があったものと思っております。

今後につきましても、スピード感を持ちながら、決して拙速とはならないように、診療所の改築問題等については鋭意協議させていただこうと思っております。

●大山委員長 角田委員。

●角田委員 今、課長の言われたとおりかと思えます。その中で、本来、とりまとめをする段でできなかった、この最大の要因といたしましては、11回に及ぶ医療対策の協議会、協議会というのは多くの市民の方々のご意見を伺いましょうということから始めているはずですが、それが、ご意見はいろいろ伺ったのはいいのですが、その後、まとめの段でまとめ切れなかったということから、今の状態、事態となっているところ。先般、9月議会ではありますが、市として一定の方針を示した上で、まちで医療をしていただいている医師会とともに協議に入れたと、これは一つの進歩と私も評価するところではありますが、本来であれば、新たな診療所をつくり出すところから24年度は出発しております。そして、25年度の早い時期に市の方針を示し、新たな診療所の整備を進めていくという本来の目標を掲げた中で24年度が出発しております。その中で、それが24年度の中においては一定の整理がついていない。これについて付帯決議をしたわけですが、今後、進め方について、今ようやく医師会、そして希望の杜とのお話し合いを始めたところ。ということは、現実的には、実際に医療をなさっている方々と協議をすることが、まず第1点。これを抜きにして議論をしてしまったという、やはり、そこに大きな、正直に言うと失敗があったのかなど、進め方として。そこは、認識として、そういう考え方でよろしいでしょ

うか。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 今、ご指摘いただいたとおり、進行については自分たちの中で不十分な点があったということは十分反省しながら、今後の進め方については、その反省を生かしながら鋭意協議を進めていきたいと思っております。

●大山委員長 角田委員。

●角田委員 それは反省ということで、今後ということであれば、ようやく今、市内の医療関係者との連携をもってして、やはり進めていくことが大切ということの認識の中で、今後、いくということを確認させてください。その中で、これはこれとして、今、1点終わりますが、同じく医療関係なのですが、やはり連携という意味合いにおいて、現在、市外に搬送される、救急車に乗って搬送される方々が約半数近くおられるこの状況。その中で、広域的な連携も含めて、やはり取り組む必要があるということで24年度も認識されていたと思います。これらの取り組みについても、一度確認しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 広域的な連携ということで、空知振興局の中で広域的な話し合いが行われております。しかしながら、初期救急におきましては、地元自治体がしっかり体制を整えるということが基本的な前提になっております。まず、いかに市内において救急等、それがあつ程度こなすことができるか、そのことに視点を置きながら、さらに、2次救急、3次救急、そういうものにつきましては、広域的な北海道医療計画等に基づきまして、医療圏の中で対応できるような、そういうことを考えていきたいと思っております。

●大山委員長 角田委員。

●角田委員 現状からいって、今、課長の言われたことは、流れとしてはそのとおりだと思います。ただ、夕張の診療所を中心とした初期救急の受け入れの中で、骨折等いろいろなことに関しまして、や

はり市内ではなかなか対応できない、このことが実際の課題になっております。お年寄り、転ぶと骨折したり、あとは脳疾患等の病状の中で、その数がどんどんふえているということも現実であります。その中で、救急隊が呼ばれたときに、どこに搬送していいのか、それについて時間をかける、このことに対して、市民、すごく不安に思われております。一定の範囲の中で、時間の中で、搬送時間がかかるのはしょうがないのですが、現場に着きながら搬送先を探している時間が多くかかるということに関して、すごく不安に思われているという傾向があります。これについては、やはり広域的な連携の度合いをしっかりと詰めていかなければならなかったと思います。それについて、一定の評価をした上で、これは 25 年度は、これから、今、進行中でありますからあれですけれども、24 年度までについては、やはり救急隊が到着してから搬送先を探す、特に市外におられる場合について、なかなかスムーズでないという現状について、ここに住み続けるということに関して不安を覚えているのも事実であります。これらの対策として、広域的な医療体制ということの中で取り組みということの示しがあったと思いますが、具体的に、やはり協議会に参加して話を聞いてということではなくて、地域事情も含めて、病状傾向も含めて、近隣、特に受け入れ、脳神経だったり骨折等にかかわる整形外科だったりするところについては、やはり受け入れに対して重ねてお願いをすることも含めて、やっぱり必要な行為ではないのかなと私は思うのですが、その辺についてはどのように取り組まれたのでしょうか。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 確かに現在、市内で不足している診療科目、特に整形等日常生活動作、特に移動動作等、そういうものにかかわる診療科目というのは不足している現状でございます。その中において、そういうものに類する救急等につきましては、それに限らず、南空知管内、そして札幌、恵庭管内、そういう医療機関に足を運びながら受け入れの協力

依頼、それをお願いしている現状にあります。それについては、今後も引き続き鋭意努力していきたいと思っております。

●大山委員長 角田委員。

●角田委員 きょうは 24 年度の決算ということで、大綱的に、やはり協力要請したことに対してどのようなだったかという、評価をする場所でありませう。これは大変、担当課長としては厳しい、これはどの自治体の担当する、このセクションの課長は、大変頭を悩ませているのが事実であります。その中で、夕張は特に市外搬送に関しては時間がかかると。いわゆる移動距離が長いという、この特性を踏まえて言うと、やはり現場から直接運べる病院までの連絡時間は極力短くないといけないというのが一つの課題にあります。この課題を念頭に、ほかの自治体並のやり方ではなくて、栗山までとつても 20 分余分にかかりますから、その時間も含めて言うと、より夕張は強くお願いをするところがあると思えますし、協議の内容によっては次年度予算の中に、これらの受け入れにかかわる予算立ても考えなければならぬのが現状だと思います。これは、今すぐ返答できるものではないと思えますけれども、それらも踏まえて、やはり 24 年度、しっかり検証していただきたいし、25 年度の予算、次年度の予算組みに対しても、これらの課題をいかに解消するかということの、めり張りのある予算なり形なりということで進めていただきたい。これを要望いたします。

●大山委員長 要望ということでした。

ほかに、何かございますか。

議長。

●高橋議長 今、角田委員のほうから、診療所関係の 24 年の総括的な質問が出ましたので、関連で私のほうから確認をさせていただきたいのですけれども、今、全体的な総括的な質疑、答弁ということもされております。その中で、これ、きょうは平成 24 年度の決算委員会でありませうから、少なくとも昨年の医療対策における、ある意味、行政の手順、手続的な部分、あるいは対策協議会における進め方、そ

ういった部分は一定程度、やはり行政もちょっと厳しかったのではないかというふうに感じているところだというお話でございます。

そこで、昨年度まで、いずれにしても、これは担当課はあったものの、医療対策における総体的な責任者というものは、道から来た前理事という立場がやられておりましたね。その方が 3 月に戻られた際に、戻られる前といったほうがいいのでしょうか、これは 24 年度の総体的な引き継ぎ、どういうふうにされていきましたか。その辺、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

●大山委員長 叶野理事。

●叶野理事 前理事からは、時間的な制約もあったのですが、この件に関しては一定程度、中身を踏まえて引き継ぎを受けたところでございます。ただ、課題としては難しいという状況で、そのときも引き継ぎを受けております。

●大山委員長 議長。

●高橋議長 もちろん、時間的な制約もあるでしょうし、という部分では一定程度の時間しかとれなかったということもわかります。それを引き継いで、今、理事を中心に新たな体制に向けて、こういった進め方については私も評価をしているところでありますけれども、少なくとも 24 年までの動きにつきましては、全くあれだけ議会も紛糾した、そして先ほどもお話あったとおり、3 月議会では、それまでの動き等々を受けて付帯決議案を出ささせていただいている。それをもって、その責任者にいた人物が、何らそういった反省も含めて、そういった総括的なものをしていかなかったのでしょうか。その辺、ちょっと、もう少し具体的にお聞かせいただきたいのですよ。やはり、あれだけの混乱を招いたわけなのですよ。それは一定程度あの方の、私は責任あると思うのですよ。そこを市長及び理事、当然そういった責任ある方々に、どういうふうにお帰りになる際、言っていたのか、そこをもう少し明確にしてください。

●大山委員長 叶野理事。

●叶野理事 私が受けた引き継ぎの中では、なかなかお聞きする状況と、いざ 4 月から担当する状況となってからは、なかなか、その感覚的なずれというものも若干ありましたが、課題の困難さというふうについては、ある程度、前任者から引き継ぎを受けたものと理解をしております。

●大山委員長 議長。

●高橋議長 そこで、一語一句云々ということは、この場ではならないにしても、どういう形で、特に 24 年度までに当たって、少なくとも先ほども言ったとおり医療体制における部分は、一番の責任的な立場で総体的にまとめて、本当はいつてもらわなければいけないはずだった。しかし、それが交代してしまった。そのことをもって、やはり本人として、どういうふうに関わりを感じ取っていられたかという部分が、少なくとも残されたほうが、今、たまったものじゃないわけですよ。そういう意味では、担当課も含めて。それは、ある意味、我々もそうですよ。さんざんいろいろとしてきたあげくに、ちょっと言葉は語弊ですけども、そういう意味では、北海道のほうにもう帰られていますから、今、関係ないという、そういう顔をしていても、それはもう仕方ないのかもしれないですけども、少なくとも 2 年間、夕張の中では重責の立場にいた方で、しかも医療の体制における部分では責任者でやられていたわけですから、そのことをもって、少なくとも総体的な総括も置いていかなかったということなのか、やはり、ある程度の進行状況ですとか、そういった部分は引き継がれていったと思いますよ。ただ、どういう認識でお帰りになったのか、私そこ、ちょっと、やっぱりお聞かせいただきたいのですよ。どういうふうにお帰りになったのか、私そこ、ちょっと、やっぱりお聞かせいただきたいのですよ。どういうふうにお帰りになったのか、私そこ、ちょっと、やっぱりお聞かせいただきたいのですよ。どういうふうにお帰りになったのか、私そこ、ちょっと、やっぱりお聞かせいただきたいのですよ。どういうふうにお帰りになったのか、私そこ、ちょっと、やっぱりお聞かせいただきたいのですよ。

●大山委員長 叶野理事。

●叶野理事 1 月 23 日の実質最後となっている 11

回目の協議会の進め方、それを踏まえて 12 月の協議会でも進め方について、前理事については反省をしているというところが私は感じておりました。それを踏まえて、私に託すというようなこともあったのではないかと感じております。

●大山委員長 議長。

●高橋議長 正直、いろいろな思いは、我々にとってもあります。その思いを踏まえて、先ほども言ったとおり付帯決議という重い決議まで出させてもらった。いろいろと後始末をしていく中では、いろいろとそれぞれの立場の方々のご苦勞、今、されている状況であります。それはもちろん、理事を初め事務方のほうの方々も当然なのですけれども、私達も率直に申し上げまして、議会は議会としても、もろもろ、後始末といったら変ですけれども、今は前向きに捉えて、今後の体制づくりをしっかりとしていかなければいけないという観点に立って、私達も協力すべきところはしていきますけれども、きょうは 24 年度の決算でありますから、少なくとも、そういった部分での、前任者の話ではありましたが、その方がやっぱり総体的に仕切ってきたゆえに、今こういったお話を聞かせていただきましたので、総体的に、その方が重く感じているということであれば、少なくとも、当然それは感じていただかなければいけないことだと思いますし、これはやっぱり将来にわたって、夕張の医療体制の部分というのは大変重い課題でありますから、やはり在任中の反省を踏まえて、今、新しい理事も含めて新体制になって、これは期待をするという意味で、質問のほうはこれでストップしますけれども。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 私のほうは、24 年度の決算を踏まえて、大綱的な部分で、特に行政執行体制の部分で私も何度かお話をさせていただいた、まず 1 点目に、地域担当職員の経緯経過の部分で、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、この部分については、24 年度にモデル地域 13 地区の前につくって、そういう中で運用を開始するという部分で

お話を承っておりました。そういう中であって、課題も見えてきたという部分で、ことしに入りましても、それぞれ課題を整理して、今後どのようなことにしていくかという部分を、年度にこだわらず進めていきたいという考え方を聞いておりますが、今現在そういう中で、方向性という部分がまだ見えていない中で、今、考えておられる部分、24 年度の中で、それぞれどういう部分が課題にあったのかということ、再度お聞きをしたいと思います。

●大山委員長 工藤室長。

●工藤まちづくり企画室室長 今、小林委員からご指摘のあった地域担当職員制度でございますが、昨年度アンケートを実施して、その結果、見えてきたものというのは、現執行体制の中でやる部分については、担当者にかかなりの負担がかかっているという点が挙げられるかと思えます。一方で、この制度自体は、市民と行政の距離をできるだけ近づけるとい意味のあるものと認識しておりまして、その運用については、まだ結論は得られておりませんが、何とか趣旨を生かしつつ、現体制で工夫をしたやり方ができないかということを検討しているところでございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 今、そういう部分でのお話ありましたが、当然、モデル地域の中で出てきた話もあるかと思えますし、ことしに入りまして、その地域また各地域の町内を含めて意見を、考え方をお聞きするという部分も聞いておりました。

地域地域によって、私はもともと課題を抱えている、地域地域も事情が違う部分がありますよと。そういう部分の情報、また考えをどこまで 24 年度中を踏まえて、経過を把握しておられるのか、もしよければお聞かせいただきたいと思います。

●大山委員長 工藤室長。

●工藤まちづくり企画室室長 ご指摘の点については、具体的な問題点というよりは、やはり地域ごとに抱えている事情というのもさまざまであるということに対して、やはりその職員が全てに対して、

現地に赴いて対応するということの難しさというのは、内部的には意見として出てきております。

先ほど、繰り返しになりますが、趣旨といたしましては、あくまで市民からニーズを、職員みずから赴いて把握するというところにあることとございますので、難しさは理解しつつも、運用のあり方として、ふれあいトークですとか、そういった部分の取り組みも進めているところとございますが、地域担当職員制度についても、より現実的なやり方について考えていきたいと思っております。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 そういう考え方がある中で、特に私はモデル地域で職員がかかわった部分を大変重要視しておりまして、市民と、また、その地域が一体となって信頼関係を築く部分で、職員がかかわるといえるのは、大変、私はいいいことだと思っております。その部分から言いますと、特に職員がかかわった部分の中での、職員が各地域に入った部分で、印象として地域地域の部分を持ち帰って、特に課長職は、その中には書かれていませんから、集約をする形でやっていたかと思っておりますけれども、職員が出向いたときに、私が懸念していたのは、ご用聞きにならないようにという部分は何度か言った経緯がありますけれども、それを回避するために職員自身のみずから手を挙げて地域に入っていたと。大変、私は評価をしておりますし、その部分を今も信頼関係を築けるものだと、個人個人に対しても思っております。その部分を、どうやって組み立てるかという部分、職員間の中で、その話をどのくらいされているのかという部分も、ちょっとお聞きしたいと思っております。

●大山委員長 工藤室長。

●工藤まちづくり企画室室長 職員間の議論という部分については、まだ担当課であるまちづくり企画室のほうで、そのアンケート調査を踏まえた対応方針というものが、まだ固まっておりませんので、まだ職員間で前向きな議論というのは、できていない状況でございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 これから、いろいろな形をつくる中で、私は制度にこだわらず、それぞれのこれから職員の中でも持ち合わせた情報というのはあると思うので、その部分はこれからの形に生かしてほしいなと思っております。これは、要望にさせていただきたいと思っております。

それと、もう一つ、同じ行政執行体制ですけれども、これも同じ部分で人事評価制度というシステムという部分でお話をさせていただいたと思っておりますけれども、この部分につきましても、それぞれ課題を抱えていて、26年度末をもって、これからそのものを稼働していきたいという部分で認識しておりますけれども、今現在この中で、その話がどこまで議論されて、どういうふうに向けていくのかという部分、24年度を踏まえての課題として、どこまで持っているのかという部分、ちょっとお話を聞きたいと思っております。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 人事評価制度の導入についてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、人事評価制度の導入にあつては、市長のほうから将来に向けて検討するというふうになっていたというふうにご記憶しておりますが、この人事評価システムのあり方そのものについて、公平かつ公正な評価というものが当然求められるという制度でありまして、では、人が人を評価するには何を物差しに、どういう評価基準で公正に評価できるかという課題も一方でございます。そういった制度の導入にあつては、やはり積極的という姿勢も大事でしょうけれども、一方で、やはり慎重な内部の検討を要するというふうにご考えてございます。

したがいまして、今段階での導入に当たっての検討はしてございませんが、導入するというのであれば、やはり先ほど申し上げたとおり、公平で公正な人事の評価というものを、誰が何を物差しに基準にして図っていくのか。それが、どういう透明性を

もって職員間に浸透していくのかという部分を、やはり検討していく必要があるというふうに考えてございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 大変難しい課題だと思っております。特に、夕張の行政執行体制の中を見ますと、当然、各地から来られた方、また内部で今まで経験を積んでこられた方。特に一番大事なのは、限られた人数で行政を賄っているという中で、なかなか人を評価するというのは難しい部分もあるかと思ひますし、これらについても難しい部分をどうやって形にするのかというのが、慎重に議論を進めていただきたいと考えております。

それぞれ、先ほどの話と重なるのですけれども、十分、職員がそれぞれ抱えて、特に自分の意識を高める気持ちを持ちながら、プライドを持って仕事をするという部分を考えますと、この部分がプラスに働くのか、マイナスに働くのかという部分は、私自身も評価をされる側になってみると、大変その部分には危惧する部分はあるのですけれども、その部分に対しての、それぞれ、やっぱり職員間の考えというのは、どのくらい掌握、多分、そんなに多くはしていないと思うのですけれども、もし、そういう考え方を集約しているのであれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 内部の検討ですが、正直申し上げて内部の検討も、そこまでいっていないのかなど。ただ、委員ご指摘のとおり、今の体制がやはり行政の執行という上で非常に不安定な状況にあるということは否めません。したがって、人事評価システムの導入というよりは、やはり体制固めをしっかりと行っていく。基礎自治体としての基本的な業務を、できれば応援職員の支援なくとも安定的に業務が行えると、市民サービスが安定的に提供できるよと、こういう体制づくりがまず大事なのだろうというふうに思っておりますので、その体制の確保、確立、こういった部分で内部の議論を高めながら、

国、道に対しましての人員確保の部分で、さまざまな協議を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 これらについても要望になりますけれども、限られた人員で一番大事なのは、市民にとってどういうことが大事かと。先ほどの地域担当職員もそうですけれども、市民とそれぞれ職員が、仕事のしている内容がそれぞれ評価されるようなものを、十分それぞれお互い認識できるような形にしていれば、これも形にこだわるべきではないと私は思っていますので、この部分も要望として、いかに夕張に合ったものであればという部分で考えていますので、要望とさせていただきます。

以上です。

●大山委員長 要望ということで、次にまいります。

ほかに、何かございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 今、小林委員のほうから行政執行体制ということでお話がありましたけれども、関連する部分もありますので、この場でお尋ねをしたいと思ひますが、平成 24 年度の決算の結果を拝見して、まず、人件費の関係でございます。それで、私は本会議の中でも何度か質問もさせていただいているところでありますし、今、小林委員のほうからお話があったことも、各政策的な、例えば地域担当職員制度であるとか成績主義についての導入の経過だとか、それに対する市の今のご苦労ということだと思ひますが、やはり一方で、人員不足というのは否めない結果がこういう部分にあらわれていると思ひますよ。なかなか検討協議が進まないというのも、やっぱり一つでしょうし、地域担当職員制度の課題にしても、例えば市民と行政との距離を詰める方法というのは、例えばこういう制度を入れるという方法もありますが、一方では時間とお金を職員に確保してあげるというのも一つの方法だというふうに思ひますよ。

それで、ちょっと前置き長くなりましたが、お尋ねしたいのですけれども、人件費、決算報告のほうからしますと、決算額で 8,580 万円ということで、恐らくほとんどの科目で執行残というか、残っている状況になると思うのですが、この要因についてご説明をいただけますでしょうか。予算に対して執行残が残っているという部分なのですが。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 決算における人件費の総体の部分についてのご質問でございます。

まず、委員、ご理解いただけると思いますが、定年退職者が当然出てきてまいります。その補充というのは、計画上は定年退職者の半数を新規採用を認めると、こういった計画の中身でございますが、これまで計画の前倒し採用等も行っておりますので、必ずしもそういった、今、構図にはなっておりません。ただ、定年退職者と、当然、新規採用の職員の給与単価といいますか、これが当然違ってまいります。そういった部分での減額と、予算の執行状況における減額という部分もございます。

なお、執行残については、財務課長のほうから答弁申し上げます。

●大山委員長 石原財務課長。

●石原財務課長 厚谷委員のご質問にお答えいたします。

人件費の不用額、これの内訳ということだと思いますけれども、2 点ございまして、1 点目につきましては副市長を置かないことによる報酬額の減と、これが 1 点目です。額にして 420 万円ほどございます。それと、2 点目につきまして、これは年度途中での普通退職者、これとの新規採用の差額でございます。それによる減額ということで、約 770 万円ということになっております。

以上でございます。

●大山委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 ありがとうございます。

それで、今、財務課長のほうからも、普通退職者がいらっしゃるということだったのですが、そのこ

とについては私も承知をしております。

それで、個人的な退職云々ということについて、この場ではなじまないとは思いますが、一つやはり危惧されるのは、管理職であり、もっと言えば財政再建計画策定するときから、この間の歴史経過をずっと知っている職員が、残念ながら退職してしまったということなのですね。そういう状況について、まず、市長としてどう受けとめられたかということについて、お尋ねしたいと思うのですが。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 特定個人ということではなくて、今、厚谷委員お話のとおり、厳しい財政破綻の財政再生計画策定及び再生計画という本当に大変つらい時期をともに頑張ってきた仲間が退職をします。これは、いろいろな事情があつてのことです。細かい事情というのは、ここで話しするような中身ではございませんが、そういった貴重な人材を失ったということは、非常に行政執行体制を維持していく上でも、今、多くの一斉退職というのが破綻時ありました。部長が、ほとんどもうやめてしまったという状況の中で、人材育成の観点も含めまして影響があつたものと認識をしておりますし、そういったことも含めて、今後、しっかりとした体制確保というものにしっかりと努めなければならないというふうに考えております。

●大山委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 わかりました。その点については、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、逆に、平成 24 年度中に新たな採用があつたのかどうか。それと、これはちょっと過去にさかのぼってしまうときがあるかもしれませんが、例えば採用した職員が、皆さん現在お勤めになっているのかどうかという、この点についてご答弁をいただきたいと思ひます。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 平成 24 年度における新規あるいは補充の採用についてでございます。

まず、一般事務職では、平成 24 年 4 月 1 日付で 2

名採用しております。なお、消防職員については 8 月 1 日付の 1 名採用と、職員でいけば 3 名の採用でございます。それで、これらの職員については、今現在も在籍してございます。

以上です。

●大山委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 わかりました。

それで、ここからは要望ということになるかというふうに思いますが、やはりこの時期に決算委員会を開催することの意味というのは、24 年度の政策的なもの、あるいは予算の執行状況などを見ながら、平成 26 年度の予算をどう組み立てていくかという時期ということ、もう、言わずもがなの部分ではあると思うのですが、例えば三者協議の中でも、いわゆる人件費については継続協議と。

それで、単に私は職員の給料を上げてあげてくださいということを申し上げているのではなくて、やはり全体的にいろいろと説明を聞いていると、これは健全化法の関係ですとかもあり、やはり性質別に人件費という捉まえ方をすれば、そこをなかなか改善していくというのは難しいということは、十分、承知しております。ただ、今、先ほど来、報告あったように、市長としてはぜひスピード感を持って仕事をされたいということを表明されている反面で、なかなかやはり人的に、そこに追いついていない状況というの、それぞれご答弁の中から感じられる部分もあると思うのですよね。

そこで、要望でございますが、職員というものも行政サービスを向上させるための一つなのだとということで、引き続き三者協議の中では、市としての意思表示なり対策を行っていただきたいという要望をさせていただいて、この件については終わらせていただきます。

●大山委員長 要望ということでありました。

それでは、ほかに。

藤倉委員。

●藤倉委員 今現在、24 年度の行政運営についての論議をしているわけですがけれども、非常にスピー

ド感があつて、私、もう発言する機会を逸したので、ちょっと一言だけ。

地方担当者制度について、私の考える点、1 点ちょっと意見、要望として申し上げたいのですが、市長におかれましては、地域担当者制度、これを導入して、市民と行政との距離を縮めようと。もっと言うと、行政の側から市民の中の生活に入り込んで、いろいろなものを吸い上げて、そして市民生活の向上につなげようと、こういう趣旨でつくり上げられた制度だと非常に期待をしておりました。そして、また現在、モデル地区を選定して実際にやってみました。また、職員の中からも手を挙げてもらって、積極的に入る、そういう人たちをまた任命し、実際にやっている。私の受ける範囲では、非常に市民の中にも、今までと違って行政側が市民生活の中に入ってきてくれている、いろんなことを聞いてくれるという評価が高くあると私は自分で認識しております。

そこで申し上げたいのは、今ここへ来て、そのモデルケース地区でやったことを実際に制度化するのが地域担当者制度。ということにすると、やはりやってみて、いろいろな問題があります。実際に実行してみて、いろいろな問題があると、そういうことが今いろいろ浮き彫りに出てきたわけですね。そこで、私が思うのは、とにかくこの地域担当者制度、この趣旨、今言う市民の中に入り込む、行政と市民の距離を縮める、こういう趣旨を生かしながら担当者制度の中身を、当初の計画を実際やってみて、本当に市民のためになるような、そして行政側としても対応できるようなことに是正することも、また一つではないかといつて、地域担当者制度を取り上げたので、意地になつても、是が非でなくても、これは何でも制度化するではなくて、このようにやったら当時いいました趣旨が生かされるということで、計画そのものを是正することも、一つの行政の勇断、決断ではないかと思しますので、その辺も含めて、この制度の地域担当者制度のあり方を、もう少しやっぱり煮詰められたほうがいいと、こういうふうに私は意見として申し上げたい。

以上です。

●大山委員長 意見として承っておきます。

ほかに。

熊谷委員。

●熊谷委員 今まで種々出ておりましたが、私のほうからは総括的に一言二言だけお伝えしたいというふうに思うのですが、本会議の中でもお話ししましたが、市民の中からは、この財政再生計画が、この巨額な金額というのが、いわれなき借金回避ではないのかと、そういう声も大きく出ています。それからもう一つ、市の職員の中から、計画が変わらないと夕張はよくなる、そういう声が出ています。それから、派遣職員の方とお話する機会があって、いろいろお話ししたのですが、私は一般企業の中で、今、ブラック企業というのが非常に問題になっておりますが、今、夕張市役所自体がブラック企業になっていないのかということ非常に危惧しております。いろいろな意味で、一般的に言うブラック企業と、また少し意味合いは違うかもしれませんが、気持ちの心理的な圧迫、長期的な展望が見えない、明るさが見えてこない、本当にここにこのまま勤めていていいのだろうか。先ほど、厚谷委員のほうからもありましたが、市の今後に失望をして退職していってしまう方もいる。そういう状況で、本当に夕張市は再生していくのだろうかということ非常に危惧しています。

いろいろなご努力をされていることは十分わかっておりますし、敬意も表すところではありますが、一番の根本の原因は巨額ないわれなき債務ということ、非常に大きなものがあるのではないかと考えています。一応、この意見を述べさせていただいて、あと、ちょっと細かいことをお聞きしてもよろしいですか。

●大山委員長 はい。

●熊谷委員 予算編成から決算に至るまでの経過の概要というところで、2 ページの 2 行目、経費の全般について適正化を図りという文言があるのですが、経費の全般について、非常に削減してきたと

いうふうに私には見えるのですが、これを適正化という言葉で本当にいいのかどうか、この辺まずどんなふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

●大山委員長 石原課長。

●石原財務課長 熊谷委員のご質問にお答えします。

2 行目ですね、経費の全般について適正化を図りということの意味ですね。というのは、これはさらなる経費の削減、これを求めていくのだと、やっていくのだということではなくて、その事業経費の真に必要な内容なのかどうかというところの精査、これを毎年毎年やっていくということの中で、歳出の軽減、これが図れば再生計画の着実な推進にもつながっていくという考えでもって、夕張市が当然、財政運営をしていく中では、当たり前、やらなければならない予算編成だというふうに考えております。

以上です。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今、財務課長のほうから真に必要なかどうかということを見直すのだというお話でしたが、真に必要なではないものも予算化しているということですか。

●大山委員長 石原課長。

●石原財務課長 そういうものは、ないです。ありませんが、工夫によって A、B、C と三つあるものは、A、B という一つにして経費の削減を図るとい、こういう工夫はできるということで、そこに力点を置いて精査をしているということでございます。

以上です。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 この問題については、わかりました。

次に、6 ページの市税のところ、市税が 3,261 万 2,000 円増になっています。その理由は、どんなふうにとらえていらっしゃるでしょうか。

●大山委員長 三浦課長。

●三浦財務課税務担当課長 ご質問にお答えします。

歳入増となった要因はどうかという趣旨でよろしいでしょうか。細かく申し上げていくと、いろいろあるのですが、一番大きな要因としては、法人市民税というものがございます、法人市民税は景気の動向とか、大きな企業によっては連結決算とかで予想のし得ない決算が上がってくる場合がございます。その内容が、予算で見込んだ時点と違ったものの、法人市民税が増額となって上がってきたというのが一番の原因でございます。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 その件は、わかりました。

次、9 ページなのですが、9 ページの特殊勤務手当、この部分がゼロという数字になっているのですが、特殊勤務手当に関する事業は全くないということなのでしょうか。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 9 ページ中の職員手当のうちの特殊勤務手当についてのご質問でございます。

委員ご理解していると思いますが、財政再建計画ですね、旧計画であります財政再建計画、この策定におきまして、夕張市にあつては特殊勤務手当そのものを全廃したという経緯がございます。したがいまして、特殊勤務手当に該当するような、そういう手当は夕張市にはございません。そういった意味です。

以上です。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 旧再建計画には、そういうものがなくなつたと、全廃したということで、現在の再生計画の中でも、それは引き続きそのままということですか。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 ご指摘のとおりでございます。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 ほかの地域ではもちろんなのですが、特殊勤務手当に類するものは必要であるからあるわけで、その再建計画から再生計画になって、財政の再建と夕張市の再生を目指すという計画になつたわ

けで、この部分はこのままで本当にいいのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。今後についてなのですが。

●寺江総務課長 答弁調整願います。

●大山委員長 暫時休憩に入ります。

午前 1 時 16 分 休憩

午前 1 時 17 分 再開

●大山委員長 再開いたします。

寺江課長。

●寺江総務課長 ご指摘の特殊勤務手当の改善といたしましうか、そういったご意見も含めたご質問でございますけれども、全国的な自治体の状況として、一つは、まず、特殊勤務手当そのものが廃止の動きで、そういう自治体がふえてきているという一つの状況がございます。

それで、新規にまた手当を設置して支給するというのが、今の現状ではなかなか難しいと思います。したがいまして、再生計画における職員給与の削減という部分でいきますと、委員ご指摘ありましたとおり、基本給で平均 20%カット、期末勤勉手当で 1 ヶ月のカット、その算定方法に当たっては、削減後の本俸を用いて算定していますので、実質的には 1 ヶ月以上のカットになっていると、こういった総体の人件費の削減の内容がございます。

特殊勤務手当の改善というよりは、どちらかというところ、今後、行政執行体制そのものを確保していく上で、こうした給与の改善という部分は、将来に向けてはやはり検討していかなければならないだろうというふうにご考えてございまして、特殊勤務手当という全国的に減少傾向にある手当の改善よりは、やはり基本給をどう改善していくのか。基本給が無理であれば期末勤勉手当、こういった一時金をどういうふうにご改善していくのか、そういう検討が急がれる状況にあるということでございます。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 わかりました。

特殊勤務手当にも必要性はあるとは思いますが、ぜひ執行体制の確立に向けて、給与のきちんとした待遇に向けて、また人員体制に向けて、ぜひ奮闘していただきたいというふうに思います。

それから、次に行きます。

9 ページの公債費、公債費がゼロになっています。ここの部分についても説明をお願いします。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 物件費の中の交際費に関するご質問でございます。

これも特殊勤務手当同様に、旧計画である財政再建計画、引き続き再生計画の中で市長の交際費、こういったものは一切認められていないという状況でございます。

以上です。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 他市町村で、市長の交際費ゼロの地域というのはあるのですか。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 管内の都市の部分は調査してございます。ゼロはございません。ただ、今回、三者協議の中で、70 項目のうち、市長の最低限の交際費、こういった部分は国に対して協議を行いたいという旨の要望は出しております。

●大山委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 市長には、しっかり夕張再生に向けて頑張ってもらわなくてはいけないので、ぜひともこの交際費も復活をお願いしたいというふうに思います。

次、12 ページです。12 ページの臨時職員が 72 万 9,000 円の減、それから駐車場除排雪が 50 万 5,000 円の減になっているのですが、こちら辺はどういったことでしょうか。

●大山委員長 これ、またこの後、入りますので、そのときにでも。

●熊谷委員 わかりました。

●大山委員長 それでは、ほかにございますか。
厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、もう一つ市長にお尋ねをしたいと思うのですが、きょうは平成 24 年度の各会計の決算審査ということでございますが、決算を審査するという事は、すなわちこの 24 年度、市政執行全般にわたってどうだったのかということだというふうに思います。それで、市政執行方針からすれば、平成 25 年度に、ことしの 3 月に表明をさせていただいて、その中には 24 年度の総括的なものを踏まえて、プラス新しい事業も盛り込んでいるという状況だと思うのですが、改めまして、24 年度予算を執行され、あるいは政策を遂行されて、全般的な総括といたしましうか、市長はどのように受けとめられているかということをお尋ねしたいと思います。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 厚谷委員のご質問ですけれども、議会または都度お話をさせていただいている部分と重なってしまう部分もあるのですが、昨年に行われました三者協議もそうですし、まちの根幹をなす三本の柱としての医療、交通、住宅という部分について、総合的なそういった柱が今までない中で、個々事業について、具体的な行動まで至らなかった部分もございます。先ほどの医療の部分についてもそうですが、そういった課題はありつつも、現年度、平成 25 年度へつなげるべく年度とすることができたのが平成 24 年度であったかと思っております。

また、個々事業についても、実施できているもの、または、できていないものもございます。先ほど来から、皆さんからお話をいただいている行政執行体制上の問題も、当然、非常に大きな問題として認識をしつつも、根本的な解決ができていない状況の中で、新たなそういった事業を展開しなければならないという状況の中においては、平成 24 年度においては、一定の事業を、そういった三本の柱というものをみんなで作くりつつも、黒字決算の中で次の年度につないだという面では、一定の評価をいただいているのではないかとこのように理解をしているところであります。

●大山委員長 それでは、まだあるようですが、

ここで、一旦、昼食休憩をとって、午後 1 時から委員会を再開したいと思います。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●大山委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

大綱的な質疑であります。

小林委員。

●小林委員 一つ、ここで確認のために質問させていただきます。

これも 24 年度の決算にかかわる大綱的なものかと思っておりますけれども、消防の部分であります。特に 24 年度、消防については、大変大きな事柄で、市民についても大変心を痛めた部分があったかと思いません。その点を踏まえて、それぞれ改善点を含めて、善後策を皆さんでご努力された中で、支障の来す部分はそれぞれ変えてきた部分があるかと思っております。当然、消防の分団員さん、各分団を含めて、この部分は大変重く受けとめた中で経過経緯があったかと思っております。その部分を踏まえて、その理解度、また改善点で支障が来すところがあるのかないかと、また、その部分について、市民に理解をしていただくべく努力をされたかと思っておりますけれども、経緯がございましたらお話しいただきたいと思っております。

●大山委員長 増井消防長。

●増井消防長 今の小林委員の件なのですが、実際、本当に 24 年度は大きな出来事があり、消防自体も非常にダメージを受けた。また、市民の皆様には、本当に心からご心配をおかけしたことです。そのことに向けて、消防職員は、やはり心の傷がまだ若干あると思っております。ですが、もう前向きに、皆さん職員一同、訓練に励んで、市民の皆さんの安全・安心を守るために前進するしかないのです。そのような形で皆さん頑張っているところであります。

また、分団についても、各分団、これから秋の総合訓練等もありますが、それに向けて一生懸命努力

して、団も職員も同じ気持ちで市民の安心・安全を守るという形で、今、進んでいるところであります。

以上です。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 これから、本当に秋の訓練が始まる部分があるかと思っております。当然、今までの経緯の中で不適切な経理があったという部分で改善をされたかと思っております。それから、24 年度を踏まえて、事業として捉える中で、それを未然に防ぐための施策というか、その制度、制度というか変えた部分ありますよね。それで、変えた部分によって支障の来すところが逆に出てこないのかどうかという部分も含めてお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

●大山委員長 増井消防長。

●増井消防長 不適正防止マニュアルというのを作成いたしました。それにのっとって一つ一つ精査をしてきました。それには、市の総務または出納室の助言をいただきながら、一つ一つやっているところであります。また、常日ごろ行っていたものについて、多々支障というか、やりづらい面もあると思うのですが、それについても、また心機一転、新たにしていかなければならないという指示を出しまして、今、取り組んでいるところであります。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 この部分については、消防の職員を含めて、私どもも前にお話申し上げたとおり、かわる部分が庁舎全部で考えていく問題だという部分で、総務とよく相談をしてという部分の話もさせていただいた経緯があります。これら等につきましても、当然、時期がたつとそういう部分が形骸化してくる場面もあるかと思っておりますけれども、含めて、都度、お互いの信頼関係を保ちながら、特に消防については分団という地域の防災を含めてのかなめになろうかと思っておりますので、これら等を含めて、それぞれの士気を高めていっていただきたいと、これは要望にしておきますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

●大山委員長 ほかにございませんか。

●島田委員 沼ノ沢の工業団地のことで、ちょっと伺いたします。

三信商会さんでしたか、ことし秋にも稼働するような感じで受けていたのですが、その辺、あともう 1 件ありましたよね。横浜のデータ関係だったと思うのですが、その辺の動きというのが、ちょっと見えないようになっているのですが、その辺どうでしょうか。

●大山委員長 木村課長。

●木村産業課長 島田委員のご質問にお答えします。

まず、三伸商会の件なのですけれども、会社の経営状況と別の事情によりまして、来年、雪解けを待って着工する旨、社長から報告を受けております。

また、7 月末には、来年着工に向けて、立地場所での草刈りを実施しております。また、一部、配付されましたカレンダーに 10 月という月が記載されていたのですけれども、それにつきましては、夕張発の湯たんぽを販売したいということで、それも既に完成しておりまして、10 月以降に、今、倉庫を市内で借りる予定をしまして、それで 10 月以降に販売開始するという話を、今、聞いております。

それと、もう 1 件、これは東京ですね、日本パープルという会社なのですけれども、当初、倉庫が手狭だということで、すぐに大きな契約が締結される予定だったのですけれども、そこがなかなか契約に結びつかないということで、1 件の契約が締結したときには、すぐにでも着工したいと、こういうふうに、今、聞いております。

以上です。

●大山委員長 島田委員。

●島田委員 わかりました。

夕張の工業団地、土地は全て売れているわけですが、企業の撤退などによる、あいている工場が多々見受けられます。その点についての企業誘致の活動なんか、ご報告いただきたいと思います。

●大山委員長 木村課長。

●木村産業課長 今、島田委員おっしゃったとおり、工業団地全て完売をしております。ということで、例えば清水沢工業団地に元旦ビューティーさんが休業しています。また、ユーヒトイさんほか数件、休業しているところがございます。今、そちらの跡地利用というのですか、次の事業者を誘致する活動をしております。

以上です。

●大山委員長 ほかに、何かございますか。
熊谷委員。

●熊谷委員 水道事業会計について、監査委員の方にお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

監査のまとめのところに、意見書のところに PFI 事業について書かれております。9 ページですね、民間資本や活力を取り入れた PFI 事業の実施は、まさに夕張市の財政再生の一步となりというところから、その PFI 事業の推進に当たり、長期的な財源の確保が最大の課題となるが、経営の根幹である収支の均衡がより困難となる恐れがあるため、将来に向けた安定経営を目指すことを目的に、市民の理解を経て水道使用量の改訂を実施したと。

後半の部分で、下から 6 行目のところには、PFI 事業の安定した推進と公営企業としての行政の役割が、市民にはもちろん市内外からも注目され、希望の一翼となるよう期待するところであるというふうに書かれております。

先日、いろいろ資料を読んでおりましたら、この PFI 事業につきまして、破綻をしたという、そういう報告が、今、全国で数件にわたって出てきているという記載がありました。夕張は、まだ始まったばかりなのですけれども、人口減がこういうふうが続いていく中で、そういったことについてどのようにお考えか、ちょっと伺いたいと思います。

●大山委員長 板谷監査委員。

●板谷監査委員 熊谷委員からのご質問ですけれども、その件につきまして、私まだはっきりと承知していない部分がございますので、ちょっと事務局のほうと打ち合わせをさせていただきたいと思いま

す。

●大山委員長 答弁調整のため、休憩いたします。

午後 1 時 1 0 分 休憩

午後 1 時 1 2 分 再開

●大山委員長 それでは、再開いたします。

●板谷監査委員 その件につきまして、詳細は担当課長のほうから報告させていただきます。

●大山委員長 天野課長。

●天野上下水道課長 今、熊谷委員ご指摘の PFI 事業の、各地において破綻等によって頓挫しているということなのですが、夕張市においても、その件についての金銭的な契約、これについては保障されております。ただし、そこで破綻した場合においては、再度、PFI の新たな事業を探さなければならないということになります。したがって、金銭的な部分については損失補償、これについては事業契約書の中にはうたっております。

以上です。

●大山委員長 そのほか、ございますか。

[発言する者なし]

なければ、以上で説明に対する質問並びに大綱的な質疑が終わりましたので、決算書の一般会計の歳出より審査してまいります。

2 ページから 29 ページまでの間には、各会計の決算状況が記載されておりますが、款、項のみでありますので、事項別明細書によって審査してまいります。

88 ページをお開きください。

1 款議会費、89 ページまでであります。

[発言する者なし]

なければ、2 款総務費、90 ページから 103 ページまでであります。

熊谷委員。

●熊谷委員 90 ページの一番下のところの需用費、ここで 100 万 9,142 円、不用額となっておりますが、

これについて説明をお願いします。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 90 ページ、需用費の不用額でございますが、予算額に対しての不用額ということで、予算の執行状況は、それぞれ消耗品費から修繕費まで記載のとおりであります。執行残という意味でございます。

●大山委員長 総務費、よろしいでしょうか。
島田委員。

●島田委員 91 ページをお願いいたします。

13 委託料、例規データベース管理委託料、これ予算額よりかなり安く決算になっているのですけれども、この辺どうなっているのでしょうか。

●大山委員長 答弁調整のため、休憩いたします。

午後 1 時 1 5 分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再開

●大山委員長 再開いたします。

寺江課長。

●寺江総務課長 委託料の中の例規データベース管理の委託料についてのご質問でございますけれども、例規の改訂するページ数によって契約金額が変わるということがございますので、予算で見えていた部分よりも改訂のページが少なかったということがございます。

●大山委員長 ほかにございますか。

島田委員。

●島田委員 98 ページをお願いします。

これも委託料なのですが、確定申告システム保守委託料、これは予算書にはあるのですが、決算には載っていないのですが、かからなかったということになるのでしょうか。

●大山委員長 三浦担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 この年度に確定申告に使っているシステム自体を更新をいたしました。初年度につきましては、保守委託料も含めて、この 630 万円ということで契約をいたしましたので、執

行はシステム改修の中に含まれているということで、ご理解いただければと思います。

●大山委員長 総務費、ほかにございますか。

[発言する者なし]

なければ、3 款民生費、104 ページから 113 ページまでです。

熊谷委員。

●熊谷委員 105 ページの扶助費ですが、不用額が 1,336 万 2,441 円、これについて説明をお願いします。

●大山委員長 板垣担当課長。

●板垣保健福祉課生活福祉担当課長 この扶助費の中で、まさに障がい者の関係のサービス給付費が、大変、4 億 2,000 万円ほど占めておまして、こちらの利用者に係る施設入所ですとか、いわゆる就労援助の部分ですか、そういう部分で当初の見込みより実績が少なくなったと、これが大きな要因となっております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

なければ、4 款衛生費、114 ページから 121 ページまでです。

[発言する者なし]

ないようですので、5 款農林業費、122 ページから 124 ページまで。

島田委員。

●島田委員 122 ページをお願いいたします。

農業委員会経費で、報酬なのですが、この委員報酬が極端に少ないのですけれども、委員の変動とか報酬の引き下げってあったのでしょうか。

●大山委員長 木村課長。

●木村産業課長 これは、農業委員さんの現地調査を、当初、12 回予定していたものが、今、実績は 3 回ということになりまして、その部分の差額となっております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

なければ、6 款商工費、125 ページから 126 ページまでです。

[発言する者なし]

それでは、次、7 款土木費、127 ページから 134 ページまで。

[発言する者なし]

それでは、次、8 消防費、135 ページから 138 ページまでです。

[発言する者なし]

それでは、教育費、139 ページから 152 ページまで。

[発言する者なし]

それでは、10 款公債費、153 ページでございます。

[発言する者なし]

それでは、11 款諸支出金で 154 ページでございます。

[発言する者なし]

それでは、12 款予備費、155 ページです。

[発言する者なし]

それでは、13 款災害復旧費、156 ページです。

[発言する者なし]

以上で歳出が終わりましたので、次に、歳入に入ります。

37 ページをお開きください。

1 款市税、40 ページまでであります。

[発言する者なし]

それでは、2 款地方譲与税、41 ページです。

[発言する者なし]

3 款利子割交付金、42 ページでございます。

[発言する者なし]

それでは、4 款配当割交付金、43 ページであります。

[発言する者なし]

5 款株式等譲渡所得割交付金、44 ページであります。

[発言する者なし]

6 款地方消費税交付金、45 ページであります。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、46 ページであります。

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、47 ページであります。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、48 ページであります。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、49 ページであります。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、50 ページであります。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、51 ページから 56 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

13 款国庫支出金、57 ページから 62 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、62 ページから 71 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、72 ページから 73 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

16 款寄附金、74 ページであります。

厚谷委員。

●厚谷委員 寄附金の関係でお尋ねをしたいと思えます。

それで、通常、常任委員会であれば、市長のご出席がないということもございまして、きょうは特別委員会ということで、市長もご出席いただいていますので、若干、確認というほどのものではありませんが、状況として把握をさせていただきたいと思えますけれども、当初予算額については見通しが立たないという部分で 200 万円という計上については理解できるのですが、それで結果的に 2,000 万円を超える指定寄附が 2,400 万ですか。そのうち調定額収

入済で 2,000 万円ですね。という状況で、歳入全体の予算 107 億ということから比べると 0.2%ほどが寄附金の収入になっているということで、それで、一つ、ぜひお尋ねしたいのが市長は例えば土曜日曜の政務だとかということも含めて、全国いろいろと歩かれている部分もあるのだというふうに思うのですが、例えば、そういう中から、この寄附金に結びつくような例があるのかどうか、率直にどのようにお考えになるでしょうか。状況の分析は難しいと思うのですけれども。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 厚谷委員のご質問ですけれども、寄附自体は、残念ながら財政破綻で多くの皆様にご注目いただいた中で、非常に多くの寄附をいただいていたときと比べると、残念ながら年々減少してきている傾向があるのかなというふうに思っております。ただ、あらゆる機会にお話をしているのですが、材債破綻という事実から、市民、行政、議会が一丸となって、これからどう再生していくのかという過程こそが多くの皆さんに知っていただきたいし、ご協力をいただきたい部分だと思っております。そういったことについて、あらゆる機会を通しましてお伺いをさせていただいてきております。その中では、夕張が財政破綻のときに多く注目を集めたものの、その後どうなっていったのかなということで、実情がわからなかったという方々も多く、私が話をする中で、そういった感想をお寄せいただいた方も多かったというふうに思っております。その中で、具体的に夕張に、じゃあ厳しい夕張にどういう支援ができるのかということについても、やはり具体的なお話が出てくる場面もあります。政務というだけではありませんが、例えば、ふるさと会への出席の中では、実際に夕張を応援をしたいのだけれども、どういふふうに応援をすればいいのか今までわからなかったと。例えば、ふるさと納税にしても、厚谷議員に本会議でもご質問をいただいているわけですが、そういった手続ですとか、そういったことも含めてなかなかわからないということ。また、夕張のそう

いった情報の更新ですね。破綻をしてから、今どうなっているのかというところが、なかなか情報の発信がないということもありましたので、そういったことを通して、多くのそういった夕張への関心や、寄附に必ずしもつながるといことが、全部じゃ全部ではないですけれども、多くのそういった支援を広げていくという意味では、議員の皆様が各地域で夕張のことをお話ししていると同様に、私もそういった活動を通じて、多くの皆さんにご理解をいただく活動を続けていきたいなと思っています。

●大山委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、17 款繰入金、75 ページから 76 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、77 ページであります。

〔発言する者なし〕

19 款諸収入、78 ページから 83 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

20 款市債、84 ページから 85 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

それでは、次に 157 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書が、また、158 ページから 159 ページの間には、職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらんください。

次に、国民健康保険事業会計に入ります。

176 ページをお開きください。

このページから 189 ページまで、歳出であります。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

162 ページから 173 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳入が終わりましたの

で、190 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらんください。

次に、市場事業会計に入ります。

198 ページをお開きください。

このページが歳出であります。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

193 ページから 195 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳入が終わりましたので、199 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書が記載されておりますので、ごらんください。

次に、公共下水道事業会計に入ります。

209 ページをお開きください。

このページから 213 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

202 ページから 206 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようでありますので、以上で歳入が終わりましたので、214 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらんください。

次に、介護保険事業会計に入ります。

229 ページをお開きください。

このページから 241 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

ないようでありますので、以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

217 ページから 226 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳入が終わりましたので、241 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらんください。

次に、診療所事業会計に入ります。

251 ページをお開きください。

このページから 252 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

245 ページから 248 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳入が終わりましたので、253 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書が記載されておりますので、ごらんください。

次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

262 ページをお開きください。

このページから 266 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

256 ページから 259 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で歳入が終わりましたので、267 ページをお開きください。

このページには、実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらんください。

次に、水道事業会計について、一括して審査に入ります。

〔発言する者なし〕

それでは、次に、268 ページをお開きください。

このページから 273 ページまでは、財産に関する調書でありますので、ごらんください。

議長。

●高橋議長　　ちょっと、財産に関する調書の関係で、物品のほうですね、昨年、議会のほうでも視察も行かせてもらっているのですけれども、これ、ほとんどの物品の関係の多くが、かつての石川コレクションのものも、相当、この物品関係、入っていると思います。昨年度まで、市のほうも予算化して、この整理に当たって、いろいろと旧中学校のほうにも保管している状況なのですけれども、その後、これ、どういう整理というか、あのときは、たしか売れる物があつたら、どんどんオークションにもかけていきたい等々の話もあつたかというふうに思っていたのですけれども、その後、これだけの物品関係の財産ということで、今、夕張市がお持ちですから、売れるもの、売れないものを含めて、その辺のその後の状況というのは、どんなふうになっているのか、ちょっとお知らせいただきたいのですけれども。

●大山委員長　木村課長。

●木村産業課長　　昨年は、年 1 回のオークションということだったので、ある程度、整理がついたということで、今年度、そのおかげで 2 回オークションを予定しております。既に 1 回終わっております。また、オークションにかける場合も、鉄道保存会の方とかその物に詳しい方に聞いた上で、夕張の歴史に関係ないものとか、一般的にオークションにかかっている物を中心に、今、売却を進めています。また、例えばなのですけれども、お宝鑑定団のようなものに来てもらって、鑑定をしていただきたいなということで、一度、そちらのほうにも、今、依頼中です。まだ返事が返ってきておりません。

今、市民に公開するとなると、また建物が盗難とかそういう恐れがあるので、ちょっと今その辺は慎重に、これから検討していきたいと考えております。以上です。

●大山委員長 議長。

●高橋議長 わかりました。

今、課長のほうから答弁の中で、まさしく今あったのですけれども、私もあそこに保管している状況の部分については拝見させていただいていますし、議員さんたちも皆さん見えていますから。ただ、保管状況の状態も含めて、まさしく建物の状況も含め、あと、普通にああいうふうに入れているときの保管的な要素の部分で、果たしていかなものかなというのは正直言ってあったものですから、この近年、特に市のほうについては、建物管理の部分でいろいろとトラブルもありましたので、そういう部分では、ちょっと慎重に今後も取り扱いを行っていただきたいなというふうに思うのと、あと、物品、売り払っていききたいという部分で、総体的にお宝鑑定団みたいところに云々というお話もあったのですけれども、たしかあの中で、貴重な部分では、アイヌ民族の関係等々の話もあったかと思うのですけれども、その辺は専門的なそちら方面のほうについては、折衝を持たれたのかどうなのか、その辺どんな部分ありましたか。

●大山委員長 木村課長。

●木村産業課長 アイヌ民族関係、これは非常に貴重なものだと聞いております。それで、このまま今の状態で放置しておく、だんだん破損が進む恐れがあるなど感じていまして、北海道のアイヌ民族の協会ですか、ウタリ協会等を通じて、場合によってはそちらに、個人から集めたものなのですから、そういう団体のほうに管理をお願いするなど、今、検討しているのですが、学校の跡地利用活用でアイヌ民族を展示したいというお話もあったものですから、一旦そちらが整理ついた後に、そういう譲渡も含めて今後検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

●大山委員長 ほかに何かございますか。

藤倉委員。

●藤倉委員 関連させてください。

教育長にお聞きしたいのですけれども、今、アイヌ民族のいろいろなものがございましたね。ところで、夕張とアイヌ民族とのかかわりというか、その歴史というのはいないのでしょうか。

●大山委員長 小林教育長。

●小林教育長 アイヌ民族と夕張の歴史がどうつながっているのかということ言えば、東千歳から夕張のほうに向かってくと、一連の遺跡が、縄文期、弥生期の幾つかあります。その中では、主に何か大きな集落があって、そこに住んでいたという歴史より狩猟のために来て、基地を設けて、そこで狩りをして一時的に出て、そういう経過が夕張の史跡群からはうかがい知ることができますので、直接的にアイヌ民族と、その後の、例えば 1888 年に坂市太郎が志幌加別で断層を発見したところから夕張の歴史は始まるわけですけれども、直接的に夕張に狩猟に来ていたアイヌ民族と炭鉱の採掘で入った、その間の歴史というの、余り私の知る範囲では記録には残っていないかなというふうには思っております。

●大山委員長 藤倉委員。

●藤倉委員 ありがとうございます。

今、いろいろな各都市で、いわゆる歴史文化を生かして観光につなげようとか運動がありますので、例えば夕張で今お話伺ったのはわかりますけれども、ただ、古い跨線橋があったとかもろもろのことが、もし、仮にそんなロマンとストーリーがあれば、これは観光に使えるので、それによって、今、手持ちの資料を譲渡するとか、いや、しないで使うとか、そのもろもろのこともお考えいただきたい、考えあわせていただきたいと、そんなようなことを思っております。

以上です。

●大山委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

なければ、以上で全ての審査が終わりましたので、直ちに審査結果の取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の

文案につきましては、正副委員長にご一任願いたい
と存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、正副委員長にご一任願
います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきまして
は、この会議の全文が会議録に登載されますので、
結果のみの報告とすることとしておりますので、あ
らかじめお含みおきねがいます。

次に、採決を行います。

採決は、各会計ごとに起立により行います。よろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

初めに、認定第 1 号について、認定することに賛
成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 2 号について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 3 号について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 4 号について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 5 号について、認定することに賛成

の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 6 号について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 7 号について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

次に、認定第 8 号について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、本案については、これを認定するこ
とに決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託された 8 案件につつま
しては、全会一致をもって、いずれもこれを認定す
べきものということでありました。

以上で、全てを終了いたしましたので、これをも
って本委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 4 8 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会決算審査特別委員会

委 員 長 _____